

国総情政第967号
令和7年3月11日

不動産・建設経済局不動産課長 殿

総合政策局情報政策課長
(公 印 省 略)

経済構造実態調査に係る協力要請について（依頼）

「経済構造実態調査」の正確な理解と調査の円滑な実施を図るため、別紙（大臣あて文書）のとおり総務大臣から国土交通大臣あてに統計法第29条第2項に基づく協力依頼が参りました。

円滑な調査実施に向けた環境整備を図るべく、総務省及び経済産業省から各種関係団体に対して、本年3月頃に公文書にて協力依頼を行う予定であり、当省から所管行政の各種関係団体等に対して、別添「経済構造実態調査の実施について」の周知を要請されたものです。

つきましては、貴課等における所管行政関係団体に対し、当該別添の周知をお願いいたします。また、各種関係団体から本件調査に関する問合せがあった際には、当該別添を参考に、調査の概要及び必要性について周知いただきますようお願いいたします。指定管理者制度やPFI事業により当省の代わりに公共施設の管理、運営、整備などを行っている独立行政法人や関係団体等についても本件調査の対象となる場合があることから、これらの独立行政法人や関係団体等から調査への回答の可否について相談があった際には、調査へ回答いただくよう連絡をお願いいたします。